

## 中区制 100 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズロゴタイプ取扱要綱

制 定 令和 8 年 4 月 3 日  
中区制 100 周年記念事業実行委員会

### (趣 旨)

第 1 条 この要綱は、「中区制 100 周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）」及び「中区制 100 周年記念キャッチフレーズロゴタイプ（以下「ロゴタイプ」という。）」の使用について、必要な事項を定める。

### (ロゴマーク及びロゴタイプの使用目的)

第 2 条 ロゴマークは中区制 100 周年記念キャッチフレーズ「100 年の海風、未来へ帆をあげて」のイメージにあうような、「帆に海風を受け、未来へと進んでいく」帆船と区の花チューリップを組み合わせたデザイン、ロゴタイプは海風を受けて未来へ進むデザインとし、区の花チューリップを思わせる色とりどりの風に、多様で魅力ある中区がこれからの 100 年も続いてほしいという思いを込めたデザインとする。

ロゴマーク及びロゴタイプは、デザインに込めた思いを踏まえた上で、中区制 100 周年を祝い、盛り上げ、中区全体の一体感を創出するために使用する。

### (デザイン)

第 3 条 ロゴマーク及びロゴタイプのデザインは、別紙のとおりとする。

- 2 ロゴマーク及びロゴタイプのデザイン等の一部改変は認めない。
- 3 ロゴマークは単体での使用を可能とする。
- 4 ロゴタイプはロゴマークと併せて使用することとし、単体での使用は原則認めない。なお、ロゴマークとの組み合わせ位置やサイズは問わない。

### (使用の届出)

第 4 条 ロゴマーク及びロゴタイプの使用を希望する者（以下「使用希望者」という。）は、事前に「横浜市電子申請・届出システム」、又は「中区制 100 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズロゴタイプ使用届出書(第 1 号様式)」を中区制 100 周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）事務局に提出しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 報道機関が区制 100 周年の広報を目的で使用する場合
- (2) その他実行委員会が使用届出を必要としないと特に認める場合

2 実行委員会事務局は、ロゴマーク及びロゴタイプ使用の届出（以下「届出」という。）に対し、この要綱の定めるところにより、その届出等を受理する。

### (使用期間)

第 5 条 ロゴマーク及びロゴタイプを使用する期間は、この要綱を制定した日から令和 9 年 12 月 31 日までとする。

(商品等への使用)

第6条 ロゴマーク及びロゴタイプを商品に使用する者は、商品化にあたり、事前に実行委員会事務局に相談することとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 ロゴマーク及びロゴタイプを使用する者は、使用するデザインについて中区制100周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズロゴタイプ使用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとする。

(使用の取消)

第8条 ロゴマーク及びロゴタイプを使用する者が次の各号に該当する場合、実行委員会事務局は、その使用禁止を求めることができる。この場合において、使用者に生じた損害について、実行委員会は一切の責任を負わない。

- (1) ガイドラインを遵守しなかった場合、又はこの要綱に違反した場合。
- (2) 他者の財産、プライバシー等を侵害するもの、又は侵害する恐れのあるもの。
- (3) 他者に不利益、損害を与えるもの、又はその恐れのあるもの。
- (4) 公序良俗に反するもの、又はその恐れのあるもの。
- (5) 犯罪行為、犯罪行為に結びつくもの、又はその恐れのあるもの。
- (6) 前条の規定によらず、営業活動、営利のみを目的とするもの、又はその準備を目的とするもの。
- (7) 他者の名誉、信用を毀損するもの。
- (8) その他、法律、法令、条例に違反するもの、又はその恐れのあるもの。
- (9) 政治活動、選挙運動又は宗教的活動に関するもの。
- (10) 自己の商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用する場合。
- (11) その他、実行委員会がロゴマークを使用させることが不相当と認めるもの。

(使用料)

第9条 ロゴマーク及びロゴタイプの使用については、無償とする。

(経費等の負担)

第10条 実行委員会は、この要綱に定める申請に要した費用及び使用に関わる経費又は役務を負担しない。

(損害賠償等の責任)

第11条 実行委員会は、ロゴマーク及びロゴタイプを使用したことに起因する損害について一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、ロゴマーク及びロゴタイプの使用に際して故意又は過失により実行委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた一切の損害を実行委員会に賠償しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク及びロゴタイプの取扱いに係る必要事項は、実行委員会事務局が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月6日から施行し、同日以後の届出に関するものから適用する。

別紙

中区制 100 周年記念ロゴマーク

■カラー：CMYK



2027 中区制100周年

■グレースケール



2027 中区制100周年

中区制 100 周年記念キャッチフレーズロゴタイプ

■横型 カラー：CMYK



■横型 グレースケール



■縦型 カラー：CMYK



■縦型 グレースケール

